

鹿児島市町内会等におけるデジタルツール活用応援事業者 募集要項

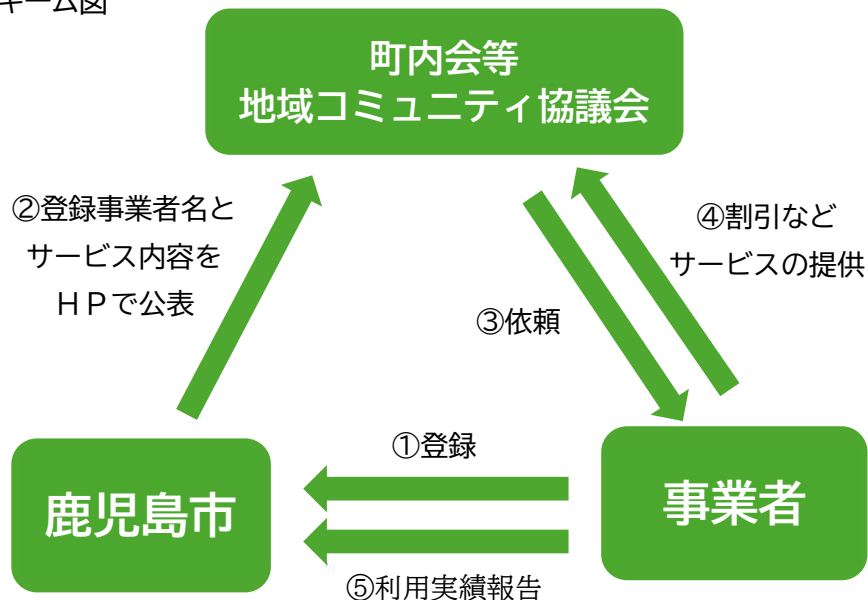
1 目的・概要

町内会等における電子回覧板やオンライン集金などデジタルツールの活用を促進し、活動の効率化、負担軽減や活性化を図るため、社会貢献活動の一環として、市内全ての町内会等に対し、インターネット関連サービスなど各種サービスや割引などを提供いただける事業者を広く募集し、登録された事業者(以下、「登録事業者」という。)の情報や協力内容を町内会等へ情報提供するものです。

2 サービスの提供対象団体

鹿児島市内の町内会および地域コミュニティ協議会とします。

3 全体スキーム図



4 募集する協力内容

(1) 町内会等におけるデジタルツールを活用した、以下のテーマに資する協力を募集します。

- ① 地域住民への情報発信や役員間の情報共有
- ② 町内会費のオンライン集金
- ③ その他、町内会活動の効率化、負担軽減等に資するもの

(2) なお、以下の協力内容は、本登録事業者の対象としていません。

- ① 上記(1)①～③に該当しないもの
- ② サービスの提供や割引を伴わない営利目的のもの
- ③ 町内会等におけるデジタルツールの活用促進につながらないもの
- ④ その他、以下のいずれかに該当するもの
 - A 法令や公序良俗に反する又はその恐れのあるもの
 - I 政治的、宗教的な関係性や要素があるもの

5 登録事業者

(1) 自ら協力内容を遂行することができる民間事業者(個人事業主を含む)とします。

- (2) 事業者が次のいずれかに該当する場合は、登録を受けられません。
- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - ② 納期の到来している市町村税、消費税及び地方消費税を滞納している者(特例猶予の適用を受けているものを除く。)
 - ③ 鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成11年4月16日制定)に基づく指名停止を受けている者
 - ④ 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱(平成26年3月27日制定)に基づく入札参加除外措置を受けている者
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当する者
 - ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われている者
- (3) 登録を受けた後、上記(2)又は次のいずれかに該当する事実が判明した場合は、登録を取り消します。
- ① 登録事業者が事業を廃止等した場合
 - ② 偽りその他不正な手段により応援事業者の登録を受けた場合
 - ③ その他、登録事業者として相応しくないと判断した場合
- (4) 登録を受けた後、当該登録の内容に変更があった場合は、速やかにその旨を届け出てください。

6 募集方法

「鹿児島市町内会デジタル活用応援事業者 登録申出書(以下、「登録申出書」という。)に協力内容等を記入のうえ、電子申請又はメールで地域づくり推進課へ提出してください。

・受付電子申請アドレス <https://shinsei.pref.kagoshima.jp/PSolYLkT>

・受付電子メールアドレス chi-community@city.kagoshima.lg.jp

7 募集期間

令和6年3月26日(予定)から随時受付

8 登録事業者の公表

登録申出書に記載の協力内容等については、原則、市ホームページで公表するほか、町内会等へ情報提供を行います。

9 その他

町内会等に対するサービスの提供状況について、必要に応じて報告を求める場合があります。

10 お問い合わせ先

鹿児島市 市民局 市民文化部 地域づくり推進課 電話番号 : 099-216-1214

E-mail : chi-community@city.kagoshima.lg.jp